

長野県なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和2年7月豪雨」による災害により甚大な被害を受けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和2年7月豪雨」とは、令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において「中堅企業」とは、中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいう。

5 この要綱において、「みなし中堅企業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅企業が所有している中小企業者

二 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している中小企業者

三 中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

6 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、第4項に規定する「中堅企業」、第5項に規定する「みなし中堅企業」をいう。

7 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定

- された感染症をいう。)の影響を受けた事業者
- 二 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者
- ア 事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- 三 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
- 四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- 五 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- 8 この要綱において「復興事業計画」とは、令和2年7月豪雨により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する復興事業計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和2年7月豪雨による災害により被災した中小企業者等が県の復興事業計画に沿って行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)に基づく中小企業支援事業の実効性を確保するとともに、地域経済の基盤となる中小企業者等の被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の補助対象となる中小企業者等は、県内に事業所を置く中小企業者等とする。
- 2 補助金の補助対象となる経費は、中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業者等が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備に要する経費(以下「補助対象経費」という。)であって、知事が補助の対象としたものとする。
- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における補助対象経費については、別表第一のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者別の補助率及び上限額は、別表第二のとおりとする。

(補助金の要件)

第6条 知事は、規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するものであるかを審査するものとする。

(1) 中小企業者等の施設又は設備であつて、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が作成する復興事業計画に基づき、事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備のための事業であること。

(2) 中小企業者等の独立性及び自主的努力に影響を与え、市場の競争環境を歪めることなく、講じようとする施策が県民生活及び社会経済に影響を及ぼすことが認められる事業であること。

2 中小企業者等は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であつて、補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和2年7月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施すること。

(1) 中小企業者については、付保割合30パーセント以上

(2) 中堅企業及びみなし中堅企業については、付保割合40パーセント以上

3 中小企業者等は、損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。

(交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 中小企業者等は、規則第3条の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合
 - (ア) 風俗営業（第1項）
（ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く）
 - (イ) 性風俗関連特殊営業（第5項）
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付決定）

- 第8条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、中小企業者等に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第18条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、中小企業者等が、県が策定した復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって、令和2年7月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、県において写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる
- 5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

- 第9条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（補助事業の経理等）

- 第10条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第11条 補助事業者は、第8条により決定の通知を受けた補助事業等の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項ただし書の「軽微な変更」とは、次に掲げるものをいう。
- （1）補助事業に要する経費の減少額が30%以内の場合
 - （2）補助事業に要する経費の区分相互間（施設・設備）において、補助対象経費の配分をいずれか低い額の30%以内で変更する場合
 - （3）補助事業の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、第1項の知事の承認について準用する。

（補助事業遅延等の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（債権譲渡の制限）

第14条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

ては、この限りではない。

- 2 知事が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできない。
 - （3）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがある。この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、長野県財務規則（昭和42年規則第2号）に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（契約等）

第15条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省及び長野県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省及び長野県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(状況報告)

第16条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書（様式第5号）によるものとする。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

- 2 規則第12条の関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書

- (2) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出について、補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- 6 実績報告書には、第6条第2項で定める保険又は共済への加入等を証明する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払等)

第19条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

ただし、補助金の交付決定後に知事が必要であると認める場合には、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、前項の規定に関わらず概算払申請書（様式第7号-1）及び知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パー

セントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第18条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に知事が別に定める財産管理台帳を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 規則第19条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

2 規則第19条に規定する知事の承認を受けようとするときは、財産処分申請書（様式第9号）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第19条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

別表第一

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業者等の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備付けの設備に係る費用

- ・ 上記の施設又は設備の復旧又は整備及び商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和2年7月豪雨による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・ 上記別表第一の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・ 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除する。

別表第二

補助対象経費	補助対象者	補助率	上限額
別表第一 の経費	中小企業者及び小規模企業者	補助対象経費の4分の3以内	3億円
	中堅企業及びみなし中堅企業	補助対象経費の2分の1以内	
	特定被災事業者	補助対象経費のうち1億円までは定額（ただし、補助対象経費が1億円を超えるときは、当該補助対象経費のうち1億円までは定額、補助対象経費から1億円を控除した額については、中小企業者及び小規模企業者にあつては4分の3以内、中小企業者及び小規模企業者以外は2分の1以内）	